

歴史的風致形成建造物の指定について

「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（通称：歴史まちづくり法）」第12条に基づき、下記の建造物について歴史的風致形成建造物として指定し、指定標識を市長から関係者に授与します。

- 日 時 令和7年2月13日（木）15時から
- 場 所 桐生市役所3階 特別応接室
- 指定する建造物 金子家住宅及び旧金子織物株式会社
- 授与する標識 歴史的風致である桐生織の絵画織技術で織られた標識を、桐の葉模様の組子がデザインされた額に入れ込んだ、今回の指定のために作成した、オリジナルの標識です。
- その他 ・冒頭から指定標識を授与するまでの間は、撮影可能です。
・指定建造物の画像等が必要な場合は、ご連絡ください。
- 添付資料 歴史的風致形成建造物概要



【問い合わせ】
都市整備部都市計画課歴まち・街路係
担当 上波・峯岸
TEL 0277-46-1111（内線1707）